２）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定に合格した者
受検種別ごとの技能検定職種及び必要な実務経験年数は、次の表のとおりである。

受験種別	技能検定職種（〔　〕内は選択科目）	建築施工に関する実務経験年数
躯体	１級の鉄工〔構造物鉄工作業〕、とび、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工〔鉄筋組立て作業〕、コンクリート圧送施工	実務経験年数は問いません
	２級の鉄工〔構造物鉄工作業〕、とび、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工〔鉄筋組立て作業〕、コンクリート圧送施工	４年以上
	エーエルシーパネル施工 職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第248号）による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立て	実務経験年数は問いません
仕上げ	１級の建築板金〔内外装板金作業〕、石材施工〔石張り作業〕、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工〔プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業又はボード仕上げ工事作業〕、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装〔壁装作業〕、塗装〔建築塗装作業〕	実務経験年数は問いません
	２級の建築板金〔内外装板金作業〕、石材施工〔石張り作業〕、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工〔プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業又はボード仕上げ工事作業〕、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装〔壁装作業〕、塗装〔建築塗装作業〕	４年以上
	れんが積み	実務経験年数は問いません
	職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和61年政令第19号）による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工〔石張り作業〕、床仕上げ施工、天井仕上げ施工	

注１）平成15年度以前に技能検定に合格した者については、実務経験年数を必要としない。
注２）実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算する。
ロ　学科試験のみ　平成29年度の末日における年齢が17歳以上の者
⑶　１級建築施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者
イ　平成29年度１級建築施工管理技術検定・学科試験の合格者
ロ　学科試験免除者
１）平成28年度１級建築施工管理技術検定・学科試験の合格者
２）１級建築施工管理技術検定・学科試験の受検資格を有する者で１級建築士試験合格者
⑷　２級建築施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者
イ　平成29年度２級建築施工管理技術検定・学科試験受検者のうち、学科及び実地同日試験受検者
ロ　平成29年度２級建築施工管理技術検定・学科試験受検者のうち、学科試験の合格者であって、⑵のイの２級建築施工管理技術検定・学科及び実地同日試験受検の受検資格を有する者
ハ　学科試験免除者（ただし、３）～８）の受検種別は建築に限る。）
１）平成28年度２級建築施工管理技術検定・学科試験の合格者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受検者を除く。）
２）⑵のイの２級建築施工管理技術検定・学科及び実地同日試験受検の受検資格を有する者で１級建築士試験合格者
３）学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後１年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格したもので、大学を卒業した後４年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者
４）学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後２年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格したもので、短期大学又は高等専門学校を卒業した後５年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者
５）学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業したもの（短期大学又は高等専門学校在学中及び大学在学中に規則第２条に定める学科を修めたものに限る。）で、短期大学又は高等専門学校を卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者
６）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に規則第２条に定める学科を修め、卒業した年度又は卒業後３年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格したもので、高等学校又は中等教育学校を卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し３年以上の実務経験を有する者
７）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業したもの（高等学校又は中等教育学校在学中及び短期大学又は高等専門学校在学中に規則第２条に定める学科を修めたものに限る。）で、高等学校又は中等教育学校を卒業した後７年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者
８）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業したもの（高等学校又は中等教育学校在学中及び大学在学中に規則第２条に定める学科を修めたものに限る。）で、高等学校又は中等教育学校を卒業した後８年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者
注）実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算する。

２　試験日
⑴　１級学科試験　平成29年６月11日（日）
⑵　１級実地試験　平成29年10月15日（日）
⑶　２級学科試験（６月）　平成29年６月11日（日）
注）２級学科試験（６月）は、種別「建築」のみとする。
⑷　２級学科試験（11月）　平成29年11月12日（日）
⑸　２級実地試験　平成29年11月12日（日）
⑹　２級学科及び実地同日試験　平成29年11月12日（日）